

KAMとの関係、主要な仮定など

重要な会計上の見積り注記
における開示の留意点有限責任監査法人トーマツ
公認会計士

和田 夢斗

【この章のエッセンス】

- 会計上の見積りは、企業内外の客観的な根拠に基づけられた説明可能な仮定に基づいて行う必要がある。さらに、監査上も会計上の見積りにおける重要な仮定の検討が求められている。
- そのため、重要な会計上の見積りの注記においても、見積りにおける重要な仮定の開示が重要である。

はじめに

現在の会計基準においては、固定資産の減損会計や市場価格のない株式の減損処理、繰延税金資産の回収可能性の評価など、会計処理の前提

として、企業の将来業績等の見積りが重要な要素になるものが多く、見積りの結果が企業の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼすことから、企業の行った見積りの前提に関する情報開示のニーズが高まっている。

このような状況から、わが国においても「見積りの不確実性の発生要因」に係る注記情報の充実が求められ、2020年3月に企業会計基準委員会より企業会計基準31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」が公表され、3月決算企業においては、2021年3月期末より、「重要な会計上の見積りに関する注記」の記載が求められている。しかし、実務上当該注記について、基準の趣旨を踏まえた場合に、依然として記載内容が十分とは考えられない

(図表1) 会計基準等の略称

- ・ 企業会計基準31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(以下、「見積り開示基準」という)
- ・ 企業会計基準24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下、「企業会計基準24号」という)
- ・ 企業会計基準適用指針6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(以下、「減損適用指針」という)
- ・ 企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」(以下、「金融商品基準」という)
- ・ 移管指針9号「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「金融商品実務指針」という)
- ・ 企業会計基準適用指針26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下、「回収可能性適用指針」という)
- ・ 監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」(以下、「監基報540」という)
- ・ 監査基準報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」(以下、「監基報701」という)

事例等も見受けられることから、本章では「重要な会計上の見積り」の注記について、あらためて解説を行う。本章では、会計基準等について図

表1の略称を用いて解説する。

本章は、2025年1月末時点における情報をもとに記載している。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であり、筆者の所属する法人の見解ではないことをあらかじめお断りする。

会計上の見積りにおける検討要素

(1) 会計基準における考え方

会計上の見積りとは、資産および負債や収益および費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう(企業会計基準24号4項(3))。

会計上の見積りに関する会計基準においては、将来の業績等の見積りが必要になることが多いが、これら見積りは、いずれも合理的なものとして見積られる必要がある。たとえば、減損適用指針では、将来キャッシュ・フローは企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定および予測に基づき見積ることが求められる(減損適用指針116項)、市場価格